

工作物石綿事前調査者講習機関の登録の公示について

下記の者については、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）第 16 条の 4 に規定する「厚生労働大臣（又は同規程第 20 条により厚生労働大臣より権限の委任を受けた都道府県労働局長）が登録した者」として登録したので、同規程第 18 条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録年月日	令和 6 年 5 月 16 日
登録番号	大阪 1
講習実施機関の氏名 又は名称	一般社団法人 環境科学対策センター
事務所の名称及び所在地	一般社団法人 環境科学対策センター 大阪市北区菅原町 8 番 14 号
講習事務を開始する 年月日	令和 6 年 6 月 1 日

令和 6 年 5 月 17 日

大阪労働局長